

通告5番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

この3月議会では、公民館についてと、自衛官募集に関しての依頼関係と個人情報保護との点についての質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものです。

まず、公民館について質問を行います。

岩出市においては、岩出地区公民館や根来地区公民館を初め公民館と名前がついている場所が8カ所、これ以外に住民が利用できる場所として、サンホールやコミュニティセンターが2カ所あります。

公民館ができた経緯については、戦後の荒廃し、混乱した社会状況の中で、新しい日本を築き上げるには教育の力が必要であり、その1つの核として公民館の設置が提唱され、郷土再建の拠点としようとするところから始まりました。戦後の混乱状況のもとで、文部省の社会教育課長が打ち出した寺中構想とも呼ばれている公民館の建設、新しい町村の文化施設というものがもともになっています。

そして、昭和24年6月には公民館を規定した社会教育法が制定され、法的整備が図られました。その第5章、公民館に多くの条文を費やして、公民館の目的、設置者、事業、運営方針、基準、職員、公民館運営審議会など、詳細に明示されています。特に第20条には、公民館の目的として、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とうたっています。

公民館は、単なる貸し館的な施設ではなく、地域住民の日常生活に密着して、その課題解決を図るための総合的な社会教育施設であるということを示しています。また、その運営は、地域の人々の生活に根差して、地域住民が主人公となって行われるべきとされており、その意味では、住民自治や住民主体の機能と性格を持った施設とも言えます。

今回の質問では、このことを踏まえ、以下4つの点をお聞きをしたいと思います。

1点目は、公民館の利用、使用料ですね、利用料についてであります。

橋本市では、会議室兼大研修室、午前9時から12時まで1,139円、午後1時から5時も1,139円、午後6時から10時では1,732円。海南市では、大会議室、午前8時30分から12時で2,590円、1時から5時、2,590円、5時から9時30分も2,590円。これに対して、岩出市では、大会議室、9時から12時、4,320円、12時から午後5

時、7,560円、午後5時から9時で8,640円、和室会議室でも、それぞれの時間で2,160円、3,240円、4,320円です。

岩出市教育委員会として、こういう公民館の利用料、高いという認識はあるのでしょうか。自治体として、利用料の引き下げを行うべきと考えます。

2点目は、冷暖房使用時には、今言ったこの利用料、これをさらに1.2倍を徴収することになっている。こういう規定は、私は見直して、他の市のように別料金設定、冷暖房使用時には別料金の利用をとっていると、こういうふうに改めるべきだと私は思うんです。

3点目として、根来公民館を初めとして、午前中閉館の公民館という部分が岩出市には多々あります。本来の公民館の役割を果たす上でも、開館できるよう努力をすべきではないのでしょうか。最初に私が言った公民館の、まさに法的整備の中身、これを考えていく上でも、本来、午前中もやはり公民館はあけていく、これが必要ではないのでしょうか。そもそも岩出市として午前中の開館をしない、こういうことを行っている理由は、どうしてなのかという点をお聞きしたいと思います。

4点目として、この間、この公民館の机や椅子、こういう部分なんかも改善、これを私はこの間求めてまいりましたが、当局として、傷んでいるものから順次改善をしていくんだという答弁がされました。そして、既に幾つかの公民館の中では、こういった新しい使いやすい椅子や机、こういうものになってきているところもごさいます。しかしながら、まだまだ公民館の中でも旧式の折り畳み式の椅子ですね、こういう公民館もまだ残っていますが、教育委員会として、今後のこういう公民館の椅子、机、こういうものをどのようにして改善を進めていくのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

以上4点の点について、まず最初にお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 増田議員の公民館について、お答えをいたします。

1点目、利用料の引き下げについてでございますが、公共施設を設置して維持管理していくための経費が必要となります。施設を利用される方、されない方がおり、利用者の方が応分の負担をすることにより公平性が図られることとなりますので、受益者負担の考え方をもち利用料金をいただいているところでございます。

利用料金の設定につきましては、どこまでを利用者負担として、どこまでを税負担とするかのバランスや自治体ごとの財政状況の違いもあり、一概に他の自治体と

比較して、安い、高いと判断することは難しいことでもあります。現段階において、利用料の引き下げについて検討はしてございません。

2点目、冷暖房料についてでございますが、これにつきましては使用申請書類の提出時に使用するかしないかの項目をしてございます。使用しない場合は室の利用料のみの設定となっております。

3点目につきまして、現在、午前中の貸し館を受け付けているのは、中央公民館、岩出地区公民館、上岩出地区公民館の3館となっております。午前の利用の希望があった場合は、この3館を案内してございます。3館の貸し出し件数のうち、午前中の利用件数は3割から4割、午後から夜にかけての利用が、それ以外、半数以上を占めてございますので、現状での開館で対応できると考えてございます。

4点目につきましては、修繕できるものは修繕し、修繕できないものについては廃棄をしております。机につきましては、毎年、折り畳み机を購入しておりましたが、近年はキャスター付きの机を購入して、各公民館に設置してございます。

○田畑議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この公民館に関しては、非常につめたい答弁だなというふうに、本当に思わざるを得ないと思うんですね。利用料についても応分の負担が必要だと。財政状況の違いがあるんだと。本当に残念です。

今、冷暖房の関係なんかも言われました。実際暑いときとか寒いとき、これ利用するときには、冷暖房を使用する場合、先ほども言いましたけれども、あの金額の1.2倍になるんですね。午前中借りた場合は5,180円、午後1時から5時で9,070円、午後5時から9時では1万360円、それに消費税がかかると思うんです。応分の負担をしてもらうんだというんですけれども、本当にこれで地域住民の皆さんの役に立っていく、そういう公民館だと。岩出市としてその役割を果たしている、そういうふうに私は思っているとしたら、これはぜひ考え直していただきたいと思うんですね。

実際には、この岩出市、今後、長期計画なんかもつくっていく、そういうことが行われていますけれども、本当にそういう意味でいうと、この岩出市がますます発展していく。その上でも公民館という点の利用料だけでも、やっぱり大きな私は課題がある、変えていかなきゃいけないというふうに、私は本当に思うんです。そういう点では、改めてこういった冷暖房使用時、この金額が高いか高くないのか。高いか高くないのか、この点だけでも私は答えていただきたいと思えます。

そして、先ほど午前中の開館というのは、十分事足りているんだということも言われました。そもそも岩出市として、事足りているというふうに考えるのは、どういう理由なのかという点を聞きたいと思うんですね。

本来、公民館として、条例の中でも午前9時から借りられる。国の言っている部分の中でも、本来の公民館の役割、これを果たしていく、そういう責任もあると思うんですね。そんな点で、なぜ午前中、岩出市は開館しないのか、その理由についてお聞きをしたいと思うんです。

募集しても管理人のなり手がいないのか。そもそも募集をしていないのか。閉館しているそういうところが何館もあるんだけれども、そもそも募集する気すらないのか。今後、こういう国からの指針に対して、公民館の午前中開館に向けてどう取り組むつもりなのか、この点もお聞きをしたいと思います。

もう1点は、今、椅子なんかも新しく変えられているところもあります。そんな中で、公民館の、特に大会議室ですね、旧の椅子、机なんかも積み上げてやっているところもあるので、そういうところは改装というんですか、壁なんかもかなり傷んでいるところもたくさん出てきている。今後、あわせて同時に改装していく必要なんかもあろうかと思うんですが、こういう点、室内の改装という点については、岩出市としてはどのように考えておられるのか、この点を再度お聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

現在の利用料が適正かどうかという、どう考えているんだということでございですが、まず1点申し上げておきますのは、岩出市では、公共施設使用料の減免対象の団体登録要綱、これを平成21年度に制定をしてございまして、登録を行い、公民館などの利用における使用料を減免をしてございます。

しかしながら、施設の運営を行っていくためには、光熱水費や修繕費あるいは臨時職員を雇用する必要もあり、歳入財源確保するためにも、受益者負担としての現在の料金設定は適正であると考えております。

さらに言いますと、消費税10%に増税されるということもございまして。公民館を維持管理していく上での歳出も増加することが見込まれますので、利用料金の再検討も必要かなというふうに考えてございます。

それから、午前中に開館することにつきましては、先ほど、3館開館していると

ということでお答えをいたしました。午前から夜まで開館するとなりますと、管理人が2名必要となります。この3館につきましては、2名体制として運営をしているところで、午後からの開館の公民館については1名で対応していると、こういうことでございます。

そういうことから、全て朝から開館するとなりますと、臨時職員の雇用人数をふやしての対応等々、いろいろと経費の支出、賃金も含めて、それに伴う経費の支出が増額ということになってまいります。効率的・効果的な運営を目指す、これも1つの課題であると考えてございますので、現在の午前中の利用実績から見ますと、当面は現在のままで運営できるというふうに考えてございます。

それから、公民館の壁等のお話が出ましたが、これにつきましては、運営上、必要性があれば改修、取り組んでまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 私は、今の教育委員会に、地域住民に、また市民の生活向上と、こういう部分の本来の国が示している公民館の役割、こういう部分については、福山議員でしたかね、健康づくり計画という部分の中で、当局からもいろいろ言われて、その中では、健康づくり施策として、アンケートなんかなどの分析なんかもされて、若い世代の対策なんかが必要だというような認識があるんだということなんかも言われました。

こういう点においては、やはり教育委員会としても、市民の健康を考えていく。公民館事業、こういう部分なんかに、やっぱり他の部局とも積極的に提携をする、いろんなことを考えて取り組んでいく。こういう公民館をさらに活用していく。こういう取り組みなんかが、やはり今、岩出市に求められていると思うんですね。

だから、そういうことをやっていくということをするれば、当然、午前中からの開館なんかも、もっともっと積極的に行って、事業を展開していく、それが岩出市の発展につながっていくんじゃないんでしょうか。

そういう点では、今、管理人さんの体制が大変なんだという、こういう理由だけじゃなしに、積極的に、やはり全ての公民館を地域の住民の皆さんと一緒に、生活を改善していくための事業なんかも、教育委員会としても積極的に取り組んでいく、こういうことが今求められているんじゃないんでしょうか。

こういう点では、さらに他の部局と協力してやっていくというようなことなんかは、市として考えていないんでしょうか。

そして、椅子の点なんですけど、最終的には、市として、全ての公民館に新しい椅子なんかも、やっぱり導入していく。これは早くしていくべきじゃないのかなというふうに思うんです。そういう点では、ちなみに、今、岩出市が使っているような旧式の椅子とか机、これなんかも、気持ちはわかるんですよ、最大限使える、使っていくということは大事だと思うんですが、やはり今の時代を見ても、近隣の自治体でそういうふうなところを使っているところは余りないと思うんです。

そういう点では、やはり早急に、岩出市としても改善していくというふうに思うんですが、この点については、最終的にはいつぐらいをめどに改善していくという、そういうふうに市としては考えておられるのかという、この点だけちょっとお聞きをしたい。この2点だけお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、利用料の件ですけど、現状、利用していただいているのが、減免団体が約9割以上ということでございます。これお答えしておきます。

それから、公民館事業で、現行等々を含めて、いろいろな事業を展開してはどうかというお話でございましたが、公民館教室等のほうで、もう既に太極拳であったり、いろいろとそういう健康を目的とした事業、これも教育委員会だけではなくて、市当局と連携しながらやっているところでございます。

それから、机等の物の改善ということですけど、今、1回目にお答えいたしましたとおり、修繕できるものは修繕いたします。修繕できないものについては、先ほど申しましたように、最近はキャスターつきの移動しやすい机、こういうものを購入してございます。

それから、ちょっと数字でお答えいたしますと、平成27年度までには各地区公民館で110台、平成28年度からキャスターつきの机をそれぞれ5台から10台ずつ入れてございます。今後もそういう机等の状況を見ながら、5台から10台ずつを各公民館に配置していきたいなど。いつまでという質問がございましたけども、これは古い物は壊れていきますので、いつまでということでは考えてはございません。

○田畑議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、自衛官募集等の推進依頼及び個人情報提供について、質問をしま

す。

この質問をするに当たり、今、安倍内閣が進めようとしている政治に対して、大きな危惧を感じています。歴代政府が守ってきた武器輸出三原則の撤廃、武器の輸出推進政策、国内軍需産業強化・育成するため、大学や研究機関と連携して、国の進める軍事施策に協力する体制の強化、秘密保護法・共謀罪法などを成立させ、集団的自衛権行使容認の閣議決定、沖縄の辺野古沖への新基地建設の強行、墜落事故を何度も繰り返している危険なオスプレイの全国展開、F35戦闘機などの大量購入、自衛隊の空母化などが進められています。

さらに、安倍首相は、憲法9条をも変え、アメリカと一緒に戦争できる国に変えようとしています。国民に知られたくない重要なことは、次々と機密指定にし、国民のあずかり知らぬところで海外で戦争を始める準備をどんどん進めようとしているのが日本の政治です。まさに、第二次大戦前の状況に似てきているのではないかと感じられるのです。

このような状況下の中で、自衛隊からの依頼において、岩出市民の情報を提供させようとしているのです。安倍首相は、新規の隊員募集に対して、都道府県の6割以上が協力を拒否している悲しい実態がある。憲法にしっかり自衛隊を明記して、違憲論争に終止符を打とうではないかなどと発言し、国会内外で波紋を呼んでいます。

この点に対して、私は、以下5点について質問をしたいと思います。

まず第1点目として、昨年5月15日付で防衛大臣から出されている自衛官募集等の推進依頼について、岩出市の提供している内容はどのようなものなのか、情報提供の中身をお聞きをします。

2点目として、自衛隊法第97条、自衛隊法施行令120条について、岩出市の解釈として、これをどのように受けとめているのかという点、これをお聞きしたいと思います。

3点目として、現在、和歌山県内において、この依頼における連携状況では、抽出閲覧が22自治体、紙媒体での提供が8自治体となっており、岩出市では抽出閲覧対応としていますが、その理由はどうしてなのかをお聞きをしたいと思います。

4点目として、岩出中学校、また第二中学校の中学校の卒業生において、自衛隊を将来の進路として選んだ者はあるのかどうか、この点については教育委員会にお聞きをしたいと思います。

5点目として、この自衛隊からの依頼については、言うまでもなく、個人情報

提供していくこととなります。個人情報保護審査会において、自衛隊からの情報提供の依頼について、この審査会において議論はされてきたのか、このことについて、まず最初にお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員ご質問の2番目、自衛官募集等の推進依頼及び個人情報提供について、お答えをいたします。

自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つための国防の任務と災害時の人命救助や生活支援などを行う災害救助の任務に携わっており、自衛隊の活動の重要性はより一層大きくなってきています。このように、国防、災害、救助といった国民の生命と財産を守る非常に重要な任務を担うこととなる人材を確保するため、自衛隊法第97条では、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと定められており、地域の情報を的確に把握できる都道府県や市町村がその事務を担う必要はあると考えております。

また、自衛隊法施行令第120条は、「防衛大臣は、自衛官の募集に際し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定められているものであります。

岩出市では、自衛官募集に関しましては、住民基本台帳法に基づく閲覧依頼を受け、対応をしております。

なお、詳細については担当部長のほうから答弁させます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員ご質問の2番目、自衛官募集等の推進依頼及び個人情報提供についての1点目、自衛官募集等の推進依頼における岩出市の提供している内容はご質問にお答えいたします。

岩出市では提供はしておりません。閲覧請求があり、住民基本台帳法第11条第1項に基づき、氏名、住所、生年月日、性別の4情報の閲覧を実施しております。

続きまして、3点目、依頼における連携状況では、抽出閲覧としているが、その理由はについてお答えいたします。

必要以上の情報閲覧とならないよう情報漏えいに配慮し、抽出閲覧としております。

続きまして、5点目の個人情報保護審査会において、自衛隊からの情報提供の依

頼について議論はされてきたのかについてお答えいたします。

本市におきましては、先ほどもご答弁させていただきましたが、住民基本台帳法に基づく閲覧依頼を受け対応しているところであり、個人情報保護審査会において議論はしておりません。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 4点目の中学校の卒業生ということでお答えをいたします。

平成30年度の卒業生で自衛隊を進路にした生徒はございません。

○田畑議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、答弁いただきました。岩出市の行っている抽出している、提供している情報ですね、この部分については、自衛隊のほうから、対象年齢というんですか、それについてはどのような形でされているのか。1年なのか、3年、4年というような、そういう部分が対象年齢としてされているのかという点、これもちょっとお聞きをしたいと思うんです。

そして、そういう資料そのもの自身を提供しているとすれば、それができる根拠、その根拠はどこにあるのかをお聞きをしたいと思うんです。

先ほど住民基本台帳法に基づいてというふうに言われました。この点については、岩出市の個人情報保護条例との関係でいうと、他の制度との調整という形で、第26条に当たると思うんですが、実際に市として根拠ですね、その根拠については、それができる根拠、これについて再度お聞きをしたいと思います。

同時に、この自衛隊からの依頼、これは最初にも言いましたけれども、実際には個人の情報の提供を求めているわけです。個人が知らないうちに勝手に情報提供されることはあってはなりません。自衛隊法施行令による資料の提出規定、先ほど市長からも言われました。第120条で、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」とされているだけなのです。

そもそも自治体が応じるか応じないかは、自治体の判断に任されているものです。個人情報の保護という点では、まさに慎重な対応が求められますので、その根拠について、どこにあるのかという点、お聞きをしたいと思います。

それと、個人情報の保護審査会における審査という部分については議論をしていないということを言われました。この個人情報保護審査会における部分の中においては、岩出市の例規集、情報公開、個人情報保護審査会という部分の中においてで

も、実施機関からの独立性と公平性を確保するため設置された第三者機関と明記されています。

今回の自衛隊からの依頼、これを実施するのは岩出市です。この実施機関である岩出市に対して依頼が来ているわけですから、独立性という点でもこの審査会で議論を行うべきではないのでしょうか。この点について、再度お聞きをしたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず第1点目は、自衛隊の募集、事務所からの閲覧要請があった住民の範囲ということであったかと思えます。対象年齢につきましては、高校の卒業年齢18歳になる方、それと中学の卒業年齢15歳になる方、そういう方について閲覧の申請がございました。

続きまして、その根拠についてというご質問であったかと思えますが、住民基本台帳法第11条第1項で、「国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項に係る部分の写しを当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。」となっておりますので、法令に定める事務ということで、自衛隊の募集の事務についての法令というのは、先ほど市長からもお話がありましたが、自衛隊法第97条等の規定に基づいて請求がされているものであり、これを根拠に行われているものでございます。

それと、3点目、個人情報保護審査会における審議についてということでございますが、先ほど申しましたように、これはあくまで住民基本台帳法の第11条第1項に基づく閲覧申請を受けて閲覧を許しているものであり、情報提供というのは、現在、岩出市では行っておりませんので、そういった個人情報保護審査会に係るといような案件ではないと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、お答えをいただいたのは、自衛隊法等に関して、市としては、根拠としてしているんだと言われました。それではお聞きをしますが、この岩出市の個人情報保護条例、この保護条例の第7条の2項、ここには7つの項目というのが出

ています。

1 つは、本人の同意があるとき。

2 点目として、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。

3 点目として、出版、報道等により公にされているとき。

4 点目として、人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

5 点目として、他の実施機関から個人情報収集しようとする場合において、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

6 点目に、国、他の地方公共団体その他の公共的団体(以下「国等」という。)から個人情報収集しようとする場合において、当該個人情報を収集することが事務事業の性質上やむを得ないと認められ、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

こういう規定がされています。

まさに、こういう点においても、個人の権利・利益、これを守っていかなければいけないわけですね。個人の了解なしに情報提供があってはなりません。民主主義のルールにも反するものです。個人の権利・利益を不当に害しているかどうかを判断する、そういう必要があるからです。

今、岩出市の行っている対応は、住民基本台帳に基づいて、先ほど、高校18歳、また15歳の皆さんの情報、これは全て提供されているわけですね、閲覧されているわけですね。

京都市では、この自衛隊の依頼に関して、個人情報を提供してよいかということを探ねて、了解した方だけを名簿として提供している。自衛隊の方に、こういう対象年齢の方に対して、自衛隊の方に、あなたの情報なんかを見せていいですかということを探ねているわけなんですね。そして、対応しています。全体で、京都市では約2万8,000人、対象者があるとのことですが、そのうち5,000人ぐらいの方が情報提供を拒否している。そして、一人一人に対して了解を得て、了解をした方だけの名簿を自衛隊に提供を行っています。

民主主義においては、これが本来の姿ではないでしょうか。岩出市でも個人ごとに情報提供を行ってもよいか、これを聞いた上で対応するべきだと考えます。今、政府によって、日本は戦争への道に進められる。協力させられる。危険が高まってきている。こういう点も私は述べておきたいと思うんです。

現在、防衛大学校に進んだ人でも自衛隊に入らない人も多くなっています。同時

に、自衛隊を退職する、こういう人もふえ始めています。集团的自衛権行使の閣議決定、海外における武力行使の解禁、他国軍への後方支援拡大を含む安保法制の制定、朝鮮半島情勢をめぐる米軍防護の廃止、安倍政権下で始まった自衛隊の軍隊化が自衛隊の退職者の増加につながっていると考えられないでしょうか。

将来的に、徴兵制まで進みかねない危険な情勢になりつつあることを私は念頭に置くべきだと思うんです。少なくとも自衛隊からの依頼における情報公開においては、少なくとも民主主義の原点である個人情報開示の了解をした人だけの情報、これを提供することが岩出市に求められているのではないのでしょうか。

このことを最後に当局にお伺いをして、質問を終わります。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、自衛隊募集に関する情報提供ということでの再度のご質問でありましたが、情報提供は、今現時点で、岩出市としては行っておりません。あくまで閲覧の請求があり、それに基づいて対応しております。一般的に、閲覧とは、図書や書類を調べ読むことであり、提供とは、差し出して相手の用の供するということですので、閲覧と提供は意味が違うと思います。現時点では、岩出市においては閲覧での対応を行っているところです。

それと、個人情報保護条例の第7条の情報収集の制限の条文が先ほどの質疑の中でありましたが、岩出市の個人情報保護条例は、第7条、情報の収集の制限、それと、第8条で、利用及び提供の制限がございますが、ただし書きで、該当する場合はこの限りではないということで、各項目があります。

それで、先ほどおっしゃられた中では、法令または条例の規定に基づくときということで、法令等の規定に基づくときは、この利用及び提供の制限とかはかからないというふうになってございます。

ただ、これは住民基本台帳法に基づく閲覧でございますので、そもそも個人情報保護条例の適用ということはないと考えてございます。

さらに、これは総務省から自衛官等の募集事務に関する住民基本台帳事務の適正な執行についてということで、自衛官及び自衛官候補生の募集に関して必要となる氏名等の情報に関する資料の提出については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第102条の規定により、自衛隊地方協力本部の長が市区町村の長に対し求めることができるかと解されていますという地方自治法第245条の4第1項に基づく技

術的助言がされております。

なお、お話にありました京都市のような対応は、現在のところ、本市においては行ってございません。

○田畑議長　これで、増田浩二議員の２番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。